

R8年度「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金3次募集

県産品のブランド化や魅力アップを通じて、食（特産品や名物料理など）により県内外からの誘客を図る取組など、食パラダイス鳥取県推進につながる地域の活動等を促進するため、「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金の交付対象となる事業を募集します。

区 分	募 集 期 間	予算額
3次募集	令和8年8月26日（水）～令和8年9月24日（木）	6,450千円

交付金の概要

1 事業の内容	食パラダイス鳥取県の推進のための情報発信や県産品のブランド化の推進、地域ならではの郷土料理・特産品や名物料理をPR（普及・発信）する取組
2 交付対象者	民間団体、グループ等 ※市町村、食パラダイス鳥取県ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体、個別企業等は対象外です。本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者としてします。また構成員のうち、県外事業者等が含まれる場合は、構成員の1/2未満とします。
3 交付対象経費	事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費※（ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、器具・備品等の減価償却資産購入費（10万円以上のもの）は除く。） ※食との関連性が低い集客イベント部分については、対象としない場合があります。
4 交 付 率	1/2
5 交付金の上限額	上限額1,500千円

※ 対象経費のうち委託費については、原則、県内事業者が実施したものに限りします。

※ 本交付金が活用されたチラシ等の広告物には、本交付金を活用していることを記載し、可能な限り食パラダイス鳥取県のロゴマークを記載してください。

※ 以下は交付対象外です。

- ・県が事業主体（構成員）の事業、開催経費に県費が充当されているイベント等。
- ・国または県の他の補助金を受けている事業
- ・自治体から委託を受けた事業

募集方法・事業採択（3次募集）

（1）募集期間 令和8年8月26日（水）～令和8年9月24日（木）

（2）事業採択の方法

有識者等で構成する審査会での事業内容のプレゼンテーションを踏まえ、事業の新規性、計画の妥当性、食パラダイス鳥取県のPR効果、情報発信力、地域への波及効果等を審査し、採択事業を決定します。（応募の際は、募集要領を必ずご確認ください。）

審査は10月5日（月）午前実施（1団体20分）を予定しています。

（3）募集要領・応募用紙

鳥取県食パラダイス推進課ホームページから入手できます。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/syokunomiyako/kofukin/>

★お問い合わせ・応募先★

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県市場開拓局食パラダイス推進課

電 話 0857-26-7835 ファックス 0857-21-0609

【よくあるご質問 Q & A】

Q この制度ではどのような事業が交付対象になりますか？

[A] 食パラダイス鳥取県を県内外に発信していくため、「食」に関連した県民の皆さんの様々な活動を支援するためのもので、画一的に事業内容を規定しているものではありません。

想定する事業

- ・県産品の県外での評価向上に向けた取組み
- ・地域、グループ等での県産品のブランド化に向けた新たな取組み、プロモーション活動等
- ・県外での県産品直売施設の設置検討調査、テストマーケティングなど新たな販路開拓への取組み
- ・県内の伝統料理や食文化の発掘調査・次世代への継承・情報発信
- ・食の大学開講、食のエッセイコンテストなど食文化の発信や創造

Q 交付対象にならない事業はどのようなものですか？

[A]

- ・特定企業の新商品開発や販促PRなど、その取組に地域への波及効果が認められないもの。
→集落単位、同業者の組合の共同事業など地域への広がりが期待できるものは対象とします。
- ・県が事業主体（構成員）となっている事業、開催経費に県費が充当されているイベント等
- ・国または県の他の補助金を受けている事業
- ・自治体から委託を受けた事業
- ・既に支援が行われていた既存事業の財源振替的なもので、本事業の実施により新たな展開が期待されないもの

Q 事業実施主体に制限はありますか？

[A]

- ・事業実施に伴う地域への波及効果を考え、NPO、任意組織等のグループを想定しています。
- ・また、1民間企業は原則として対象外としますが、地域との係わり等を考慮し、農商工連携等により産地と一体となった取組が期待される場合、第3セクターが事業主体になる場合等は事業内容から総合的に判断します。
- ・市町村、食パラダイス鳥取県ブランド団体支援交付金・林業団体等支援交付金の対象団体は対象外としますが、それらが構成員として含む実行委員会等を組織すれば事業対象と認められます。
- ・構成員に県外事業者等が含まれる場合、構成員の1/2未満とします。

Q 同一事業を複数年行うことは可能ですか？

[A]

- ・原則、単年度とします。
ただし、複数年度にわたり発展性の高い取組を必要とする場合には翌年度以降も1回に限り応募できます。ただし、同一の事業内容を継続するのではなく、ステップアップの道筋を示した計画が必要です。（新規性が見られる部分の経費を対象）